

（相殺に関する経過措置）

第二十六条 施行日前にされた旧法第五百五条第二項に規定する意思表示については、なお従前の例による。

2 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権を受働債権とする相殺については、新法第五百九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を自働債権とする相殺（差押えを受けた債権を受働債権とするものに限る。）については、新法第五百十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前に相殺の意思表示がされた場合におけるその相殺の充当については、新法第五百十二条及び第五百十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（更改に関する経過措置）  
第二十七条 施行日前に旧法第五百十三条に規定する更改の契約が締結された更改については、なお従前の例による。

（有価証券に関する経過措置）  
第二十八条 新法第五百二十条の二から第五百二十条の二十までの規定は、施行日前に発行された証券については、適用しない。

（契約の成立に関する経過措置）  
第二十九条 施行日前に契約の申込みがされた場合におけるその申込み及びこれに対する承諾については、なお従前の例による。

2 施行日前に通知が発せられた契約の申込みについては、新法第五百二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた懸賞広告については、新法第五百二十九条から第五百三十条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（契約の効力に関する経過措置）  
第三十条 施行日前に締結された契約に係る同時履行の抗弁及び危険負担については、なお従前の例による。

2 新法第五百三十七条第二項及び第五百三十八条第二項の規定は、施行日前に締結された第三者のためにする契約については、適用しない。

（契約上の地位の移転に関する経過措置）  
第三十一条 新法第五百三十九条の二の規定は、施行日前にされた契約上の地位を譲渡する旨の合意については、適用しない。

（契約の解除に関する経過措置）  
第三十二条 施行日前に契約が締結された場合におけるその契約の解除については、新法第五百四十一条から第五百四十三条まで、第五百四十五条第三項及び第五百四十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（定型約款に関する経過措置）  
第三十三条 新法第五百四十八条の二から第五百四十八条の四までの規定は、施行日前に締結された定型取引（新法第五百四十八条の二第一項に規定する定型取引をいう。）に係る契約についても、適用する。ただし、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 前項の規定は、同項に規定する契約の当事者の一方（契約又は法律の規定により解除権を現に行使することができる者を除く。）により反対の意思表示が書面でされた場合（その内容を記録した電磁的記録によつてされた場合を含む。）には、適用しない。

3 前項に規定する反対の意思表示は、施行日前にしなければならぬ。

（贈与等に関する経過措置）  
第三十四条 施行日前に贈与、売買、消費貸借（旧法第五百八十九条に規定する消費貸借の予約を含む）、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しその他の特約については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、新法第六百四条第二項の規定は、施行日前に賃貸借契約が締結された場合において施行日以後にその契約の更新に係る合意がされるときにも適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、新法第六百五条の四の規定は、施行日前に不動産の賃貸借契約が締結された場合において施行日以後にその不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者が占有しているときにも適用する。

（不法行為等に関する経過措置）  
第三十五条 旧法第七百二十四条後段（旧法第九百三十四条第三項（旧法第九百三十六条第三項、第九百四十七条第三項、第九百五十五条第二項及び第九百五十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 新法第七百二十四条の二の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

（遺言執行者の復任権及び報酬に関する経過措置）  
第三十六条 施行日前に遺言執行者となつた者の旧法第十六条第二項において準用する旧法第一百五十九条に規定する責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に遺言執行者となつた者の報酬については、新法第十八条第二項において準用する新法第六百四十八条第三項及び第六百四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第三十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二日

法務大臣 金田 勝年  
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十五号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 法務省関係（第一条―第五十九条）
- 第二章 内閣官房関係（第六十条・第六十一条）
- 第三章 内閣府関係
  - 第一節 本府関係（第六十二条―第六十五条）
  - 第二節 国家公安委員会関係（第六十六条―第六十九条）
  - 第三節 金融庁関係（第七十条―第九十三条）
  - 第四節 消費者庁関係（第九十四条―第一百三三條の三）
  - 第五節 復興庁関係（第一百四四條・第一百五五條）
  - 第六節 総務省関係（第一百六六條―第一百八八條）
  - 第七章 財務省関係（第一百九九條―第二百四二條）
  - 第八章 文部科学省関係（第二百四三條―第二百五九條）
  - 第九章 厚生労働省関係（第二百六十條―第二百三十八條）
  - 第十章 農林水産省関係（第二百三十九條―第二百六十七條の三）
  - 第十一章 経済産業省関係（第二百六十八條―第三百二二條）